

「市民まちづくり活動支援事業」 参加に補助金交付

皆さんのまちづくり活動を 応援します！

市では「協働によるまちづくり」を推進するため、市民活動団体の設立や、事業の実施などに補助金を交付し、皆さんのまちづくり活動を応援しています。

対象となる事業は

市民団体が自主的に取り組む活動で、市内で実施され、市民の福祉向上や公益上の必要が認められる事業です。

同一事業で、市から別の補助金を受けているものは対象外です。

対象となる団体は

市内を活動拠点とし、5人以上で構成された団体で、構成員の過半数が市内に在住、在勤、在学し、市税の滞納がないこと、営利・政治・宗教活動を行う団体などは対象外です。

※補助金の申請には、市民生活課で「旭市市民まちづくり団体」の登録手続きが必要となります。

どんな補助金なの

【スタート支援】

団体活動の自立を支援するため、団体設立のための経費や、設立後間もない団体が、事業を開始するために必要な費用などを補助します。

●対象

結成後2年以内で、活動を継続して行う団体

●補助対象経費

団体設立・事業開始のための

事務費、講師謝礼、印刷費、通信費など

●補助率

補助対象経費の10分の9以内

●限度額

10万円（1団体1回限り）

【ステップアップ支援】

地域の活性化を図る事業を支援するため、団体が行う新規事業や事業の拡大などに必要な費用を補助します。

●対象

設立後1年以上を経過した団体

●補助対象経費

事業の実施に必要な事務費、印刷費など

●補助率

補助対象経費の10分の8以内
※年度ごとに申請し、最長5年（スタート支援を受けた場合は4年）まで。最終年度は、補助率10分の5以内となります。

●限度額

年30万円

〈注意事項〉

活動者の人件費、食料費、備品購入費、団体の運営経費などは補助対象経費になりません。
入場料や売上金などの収入がある場合は、補助対象経費から差し引きます。

申し込み方法は

申請書に必要事項を記入し、市民生活課に持参してください。
申請書は市ホームページからダウンロードできるほか、市民生活課に置いてあります。

●申込期間

5月1日(金)～20日(水)

●選考方法

書類審査と、申請者からの事業説明による審査を行います。

申し込み・問い合わせ先

市民生活課市民生活支援班

☎ 62・5396

